

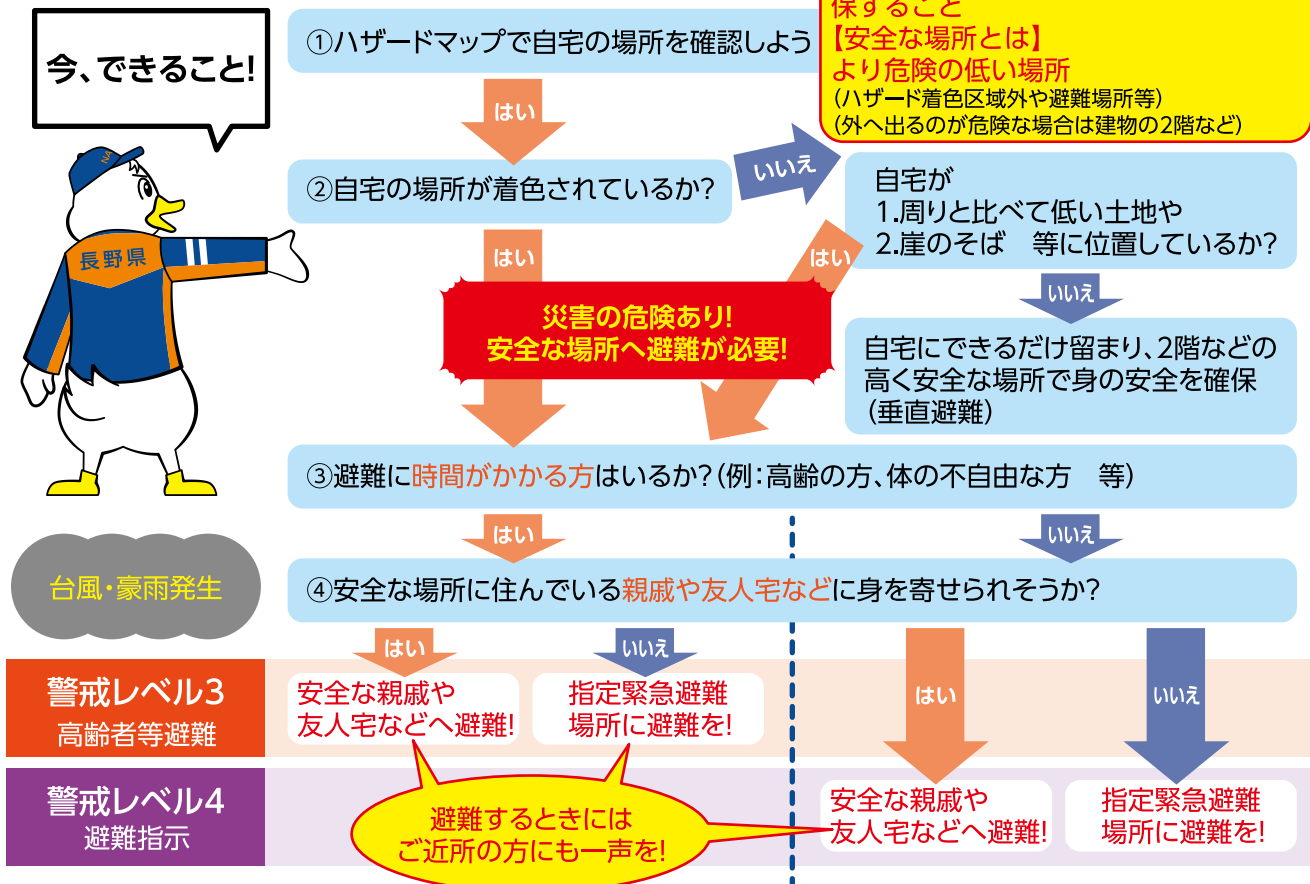
4 避難行動を知る

1 災害時には、どんな避難行動をとるべきか？

令和元年東日本台風では、浸水域から逃げ遅れた多くの方が救助されました。逃げ遅れをなくすには、いつ、どのような避難行動をとるのかをあらかじめ理解しておくことが大切です。

まずは次の避難行動判定フローを使って、自分のとるべき避難行動を確認しましょう。

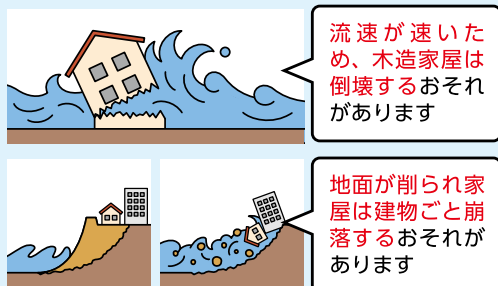
浸水害、土砂災害を想定した避難行動判定フロー



① 防災インフォメーション 浸水時でも自宅に留まることができる「屋内安全確保の条件」

次の3つの条件が確認できれば、浸水リスクのある区域であっても自宅に留まり、屋内で安全を確保することも可能です。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの判断でとる避難行動です。
(※ 1つでも該当しないものがあれば、立退き避難が必要です。)

①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない(入っていると…)

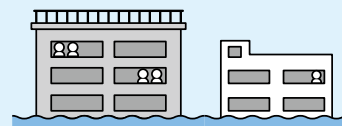


②浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分(十分じゃないと…)

水、食料、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※ ①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。